

公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案要綱

一 衆議院議員、参議院議員並びに都道府県及び市町村の議会の議員及び長の選挙について、被選挙権年齢を十八歳以上に引き下げるものとする事。

(公職選挙法第十条及び地方自治法第十九条関係)

二 この法律は、別に法律で定める日から施行すること。

(附則第一項関係)

三 その他所要の規定の整備を行うこと。